

介護サービスの利用方法と 主治医意見書の役割について

大野城市 介護支援課

介護サービスを利用するには

① 市役所へ申請書を提出する

※必ずしも本人が来庁する必要はなく、代行申請も可能

□申請に必要なもの

- ・ 介護保険証
- ・ 健康保険証のコピー（65歳未満の方のみ）

※主治医の氏名および病院名を確認させていただきます

介護保険被保険者証	
番号	
被 住 所	
保 フリガナ	
者 氏名	SAMPLE
生年月日	性別
交付年月日	
保険者番号 並びに保険 者の名称 及び印	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

大野市印

② 認定調査を受ける

□認定調査員が自宅を訪問します

1時間程かけて、

本人の心身の状況に関する調査
を受ける

※入院中の場合、状態が安定していれば病院で行うこともあります



③ 主治医の意見書の依頼

かかりつけの先生に

本人の心身の状況について

を記入した意見書を作成してもらう

市役所が医療機関に書面で依頼します

④ 介護認定審査会

コンピュータによる1次判定

認定調査票と主治医意見書を元にコンピュータで1次判定を行う



介護認定審査会による2次判定

保健・医療・福祉の学識経験者により構成される審査会で1次判定、認定調査票、主治医意見書を確認し、2次判定を行う

⑤ 要介護認定結果が郵送で届く (原則として申請から30日以内)

⑥ サービスの利用

● 要介護(1~5)の場合

- ① 居宅介護支援事業所に連絡
- ② 担当のケアマネジャーがケアプランを作成

● 要支援(1、2)の場合

- ① 地域包括支援センターに連絡
- ② 担当のケアマネジャーが介護予防ケアプランを作成

主治医意見書の役割

認定審査会では・・・

- 特定疾病(2号被保険者)の判断根拠
(主治医意見書でしか判断できません！)
 - 疾病に基づく介護の手間の確認
 - 「要支援2」「要介護1」の分離判定
 - 調査結果の確認、修正
-
- 介護サービス計画作成時の情報提供

意見書記載時のお願い

- ①自筆の場合は、**判読可能な文字**で記入をお願いします。
- ②特定疾病(16種類)の診断根拠については、
「主治医意見書記入の手引き」及び
「特定疾病にかかる診断基準」に従って記入してください。
(診断根拠不明での再審査が増えています)
- ③提出期限の遵守
(**申請から30日以内**に結果を通知するため)

お忙しいとは存じますが、御協力よろしく申し上げます

ご清聴ありがとうございました